

働く人の健康のために  
産業保健活動をサポートします。

大分産業保健総合支援センター  
地域産業保健センター

# 利用のご案内

【豊肥】  
竹田 枝垂桜

【大分県中部】  
西大分 かんたん

【大分県北】  
宇佐神宮

独立行政法人  
労働者健康安全機構

ご利用は  
**無料**  
です。

## 大分産業保健総合支援センター

〒870-0046  
大分市荷揚町3番1号  
いちご・みらい信金ビル6階  
TEL : 097-573-8070  
FAX : 097-573-8074  
H P : <https://oitas.johas.go.jp>  
E-mail : [info@oitas.johas.go.jp](mailto:info@oitas.johas.go.jp)



# 産業保健総合支援センター

(すべての事業場で、以下のサービスを利用できます)

## 1 研修

- ◎ 産業医、保健師・看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。
- ※ 研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。
- ※ 研修参加には事前の申込みが必要です。

## 2 専門的相談

- ◎ 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。
- ◎ 事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

## 3 メンタルヘルス対策等

- ◎ メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。
- ◎ 管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。
- ◎ 悲惨な労災事故に遭遇し、または目撃することによる「惨事ストレス」を悪化させないための面接指導による支援を行います。

## 4 治療と仕事の両立支援

- ◎ 「がん」など反復・継続して治療が必要な疾病を抱える労働者が就労を継続するために、事業場、労働者及び医療機関に対して支援を行います。

## 5 情報提供 広報・啓発

- ◎ ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の貸出等も行っています。
- ※ メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

## 6 セミナー

- ◎ 事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

### ※ 大分産業保健総合支援センターの連絡先は、表紙をご覧ください。

- ※ 産業保健に関してご不明な点は、どのようなことでもお気軽にお問い合わせください。
- ※ 産業保健総合支援センターや地域産業保健センターが提供するサービスは、すべて無料です。ただし、長時間労働の相談回数が多い等、サービスの枠から外れたものは除きます。
- ※ 当センターは医療機関、カウンセリング機関ではありませんので、診療、カウンセリング等は行えません。

## 健康診断を適正に実施しましょう！

- ◎ **事業者は、常時使用する労働者に対し定期的に健康診断を実施し、必要に応じ就業制限の措置を行わなければなりません。**
  - **雇入れ時健康診断**は、労働者の健康状態の基準となるため**すべての項目について省略することができません**。雇入れの際、労働者が雇入れ前の3か月以内に受診していた健診結果を提出した場合であっても、不足している健診項目がある場合は、該当項目を必ず受診させてください。
  - **定期健康診断**や**特定健康診断**は、雇入れ時の健康状態と比較し経過を確認するために実施するものです。これら**定期健康診断等には項目に省略基準がありますが、事業者の判断で健康診断項目を省略することはできません**。省略は**医師が必要でないと認めたときに限りられています**。
  - **事業者は、健康診断結果に所見が認められた労働者について、作業内容と照らし合せ、就業上の措置の有無を判断する必要があります**。そのため、判断に必要な意見を、**医師（産業医）から聴取しなければなりません**。**適正な健康診断と適切な事後措置の実施をお願いします**。

# 地域産業保健センター

(労働者数50人未満の事業場が、以下のサービスを利用できます)

## 1 健康診断の結果についての医師からの意見聴取 (安衛法：66条の4)

- ◎ 事業者は、労働安全衛生法に定められている健康診断を行った日から三月以内に、異常の所見があった労働者の健康について、医師から意見を聴くことが義務づけられています。

## 2 長時間労働者に対する面接指導 (安衛法：66条の8)

- ◎ 事業者は、一月当たりの時間外労働が80時間を超える労働者から申し出があれば、医師による面接指導を受けさせなければなりません。また、特定の職種※について月100時間を超える労働者は必ず医師による面接指導が必要です。(高度プロフェッショナル制度適用者は在社時間等の時間となる「健康管理時間」)

## 3 ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導 (安衛法：66条の10)

- ◎ 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者から申し出があれば、医師による面接指導を行わなければなりません。(労働者数50人未満の事業場は努力義務)

## 4 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

- ◎ 労働者の健康管理に対して、医師または保健師が日常生活面での相談・指導を行います。
- ◎ メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

## 5 個別訪問による産業保健指導の実施

- ◎ 医師または保健師が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理について総合的な助言を行います。



※ 特定の職種とは、新商品の研究開発業務従事者をいいます。

- 労働安全衛生法第66条の5において、就業上の措置の判断は事業者が行うよう定められています。
- メンタル不調等で、休業中の労働者の職場復帰支援プログラムの作成は当センターでは行えません。主治医と御相談いただき適切な計画を策定してください。

## ★ 各地域産業保健センターの『連絡先』と『申込先』★

大分県中部地域産業保健センター E-mail : tyu-bu@oitas.johas.go.jp 〔大分労働基準監督署管内〕	〒874-0908 別府市上田の湯町10番5号 別府市医師会内 TEL : 070-2153-0811 FAX : 0977-24-7664
大分県北地域産業保健センター E-mail : kenhoku@oitas.johas.go.jp 〔中津労働基準監督署管内〕	〒871-0162 中津市大字永添2110番8号 中津市医師会内 TEL : 070-2153-0812 FAX : 0979-24-1486
県南地域産業保健センター E-mail : kennan@oitas.johas.go.jp 〔佐伯労働基準監督署管内〕	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1丁目7番28号 佐伯市医師会内 TEL : 070-2153-0813 FAX : 0972-24-1660
日田玖珠地域産業保健センター E-mail : hitakusu@oitas.johas.go.jp 〔日田労働基準監督署管内〕	〒877-1232 日田市清水町803番地の1 日田市医師会内 TEL : 070-2153-0814 FAX : 0973-24-7080
豊肥地域産業保健センター E-mail : ho-hi@oitas.johas.go.jp 〔豊後大野労働基準監督署管内〕	〒879-7152 豊後大野市三重町百枝1086番地12 豊後大野市医師会内 TEL : 070-2153-0815 FAX : 0974-22-6149

事	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)
	事業内容	
業	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：
場	企業の情報※	親企業等の名称 ( ) 親企業等の全労働者数 ( 人) 親企業等の産業医数 (産業医 名、内専属産業医 名) 親企業の産業医のうち、総括産業医 ( 有 無 )
	相談内容 (希望するものに○)	1 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談 (対象者 名) 2 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 3 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 4 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 5 その他 ( )
事業場訪問	1 希望する	2 希望しない
その他連絡事項等		

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。  
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。  
 (「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場における産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。)

※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

\* 下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。

チェック欄  
はい いいえ

- |  |                          |                          |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 1 全項目に漏れなく記入しています。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 事業場は50人未満です。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 当社に総括産業医はいません。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 7 上記に相違ありません。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※ 貴事業場を管轄する 労働基準監督署 管内の地域産業保健センターあてFAX等により申込み願います。